

令和2年8月定例教育委員会次第

日時：令和2年8月26日（水）  
午後1時30分～午後3時  
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告  
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第20号議案 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委  
嘱について (学校教育課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- |                                |           |      |
|--------------------------------|-----------|------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告             | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) 令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について | (学校教育課)   | No.2 |
| (3) 9月・10月行事予定表について            | (学校教育課)   | No.3 |
| (4) 議会の議決を経るべき事件               | (教育部)     | No.4 |
| (5) いじめ防止に向けて                  | (学校教育課)   | No.5 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第20号議案

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について

犬山市プロポーザル審査委員会規則第4条の規定及び犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和2年8月26日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市教育委員会プロポーザル審査会委員を委嘱する必要があるからである。

# (案)

## 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会

(任期：令和2年8月26日～審査委員会終了まで)

NO	区分	職名	氏名	備考
1	学識経験者	名城大学人間学部教授	笠井 尚	
2	経営者	犬山商工会議所会頭 日本紙工業株式会社代表取締役社長	高橋 秀治	
3	関係団体	特定非営利活動法人ぼんぼこネットワーク代表	瀧川 由紀子	
4	犬山南小学校	校長	三輪 芳久	
5	犬山南小学校	保護者代表(令和2年度PTA会長)	梅田 孝昌	
6	犬山南小学校	保護者代表(令和2年度PTA副会長)	田中 美妃	
7	行政職員	犬山市入札契約審査会委員		行政職員
8	行政職員	犬山市入札契約審査会委員		行政職員

### 1 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会を設置する。
  - ・犬山市が締結する契約でその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められるものについて、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、プロポーザル方式により候補者の選定を行う。
  - ・委員は審査する案件ごとに15人（以内）とする。

- 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則に基づき、審査委員会を開催する。
  - ・審査委員会に、委員長を置く。
  - ・審査委員会の招集は市長が行う。

### 2 委員会の開催について

- 3回（9月～12月、第1回目9月23日を予定）

### 3 審議会の女性比率

- 25%

犬山市プロポーザル審査委員会規則 (平成29年3月27日規則第4号)

最終改正:

改正内容:平成29年3月27日規則第4号 [平成29年4月1日]

○犬山市プロポーザル審査委員会規則

平成29年3月27日規則第4号

犬山市プロポーザル審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例(平成28年犬山市条例第36号)第8条の規定に基づき、犬山市プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「プロポーザル方式」とは、犬山市が締結する契約でその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められるもの(以下「実施事業」という。)について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、一定の条件を満たす者から企画技術提案書の提出を受け、当該実施事業の履行に最も適した事業者を受注候補者(以下単に「候補者」という。)として選定する方式をいう。

(設置の単位)

第3条 委員会は、プロポーザル方式により候補者の選定を行う実施事業ごとに設置する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、複数の実施事業を一括して1の委員会で処理することができる。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 実施事業に関し専門知識又は資格を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下単に「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、委員会の招集は市長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わることができない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、実施事業を発注する部署において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則 (平成29年3月27日教育委員会規則第11号)

最終改正:

改正内容:平成29年3月27日教育委員会規則第11号 [平成29年4月1日]

---

○犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則

平成29年3月27日教育委員会規則第11号

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則

犬山市附属機関設置条例(平成28年条例第36号)第2条の規定により教育委員会が設置する犬山市プロポーザル審査委員会の運営等については、犬山市プロポーザル審査委員会規則(平成29年規則第4号)の規定を準用する。この場合において、同規則第2条中「犬山市」とあるのは「犬山市教育委員会」と、同規則第3条第2項及び第4条中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

---